
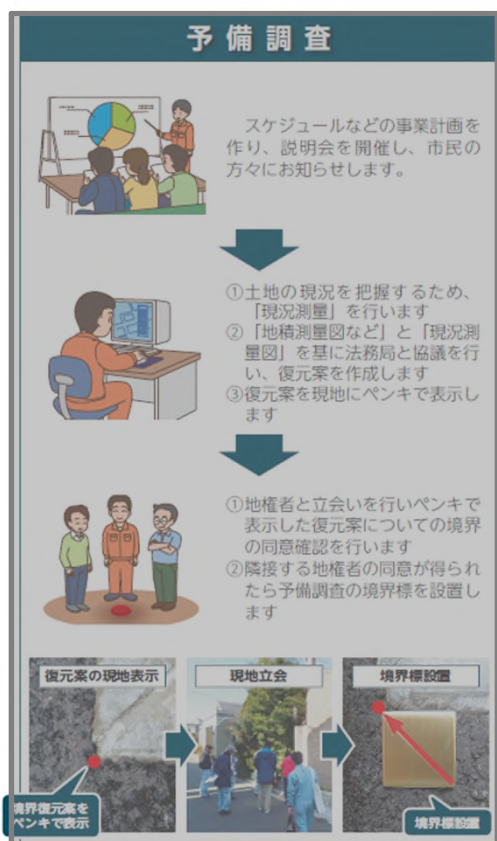


《今後について》

◎全同意が得られなかった区画 → 地籍調査(本調査)に移行しません

地籍予備調査結果図(別紙1)の  で囲まれた区画については、境界復元案に対する全同意が得られませんでしたので、登記事務までを行う国土調査法に基づいた地籍調査(本調査)へは移行しません。



全同意が得られなかった区画

＜地籍調査に移行しません＞ (本調査)

1つの区画のうち、同意が得られない土地が1つでもあった場合には、隣接の土地で同意が得られていたとしても、地籍調査(本調査)へは移行せず、浦安市地籍調査事業を終了させていただきます。

※同意が得られなかった区画において、今後区画内土地所有者からの総意があった場合には、地籍調査再開を検討します。

※売買や相続等により境界を確認する必要がある場合

地籍調査(本調査)に移行しなかった土地境界は現状のまま(現登記状態のまま)となりますが、境界を明確にする必要がある際には、土地所有者が境界の確定を行う通常の手続きが必要となります。(その場合には、別途、土地家屋調査士などにご相談ください。)

※予備調査にて設置した地籍予備調査筆界プレートについて

予備調査で設置したプレート等は、隣接する土地所有者の方々でご同意いただいたものとなりますので、今後土地所有者の方々によって境界を確認する際のご参考としてください。